

証券コード 3908  
(発送日) 2026年6月4日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月28日

株 主 各 位

東京都千代田区三番町8番地1  
株式会社 コラボス  
代表取締役社長 茂木 貴雄

## 第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.collabos.com/ir/library/meeting/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IR資料室」「株主総会、株主通信関連」を順に選択いただき、ご確認ください。)



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「コラボス」又は「コード」に当社証券コード「3908」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月18日（木曜日）午後6時15分までに議決権を行使してくださいませようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月19日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷八幡町8番地  
TKP市ヶ谷ビル6F  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール6B  
(開催場所が今年の会場から変更となっております。末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)

### 3. 目的事項

**報告事項** 第25期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

#### 決議事項

**第1号議案** 剰余金の処分の件

**第2号議案** 定款一部変更の件

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

**第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

### 4. 議決権の行使についてのご案内

後記（3頁～4頁）の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。


◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.collabos.com/ir/>）にてお知らせいたします。



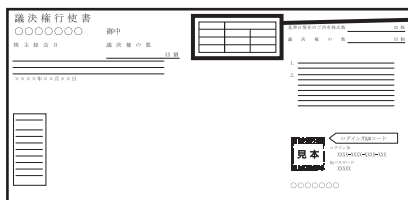
## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p><b>日 時</b></p> <p>2026年6月19日（金曜日）<br/>午前10時<br/>（受付開始：午前9時30分）</p> |  <p><b>書面(郵送)で議決権を行使される場合</b></p> <p>議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p><b>行使期限</b></p> <p>2026年6月18日（木曜日）<br/>午後6時15分到着分まで</p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p><b>行使期限</b></p> <p>2026年6月18日（木曜日）<br/>午後6時15分入力完了分まで</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2・5・6・7号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

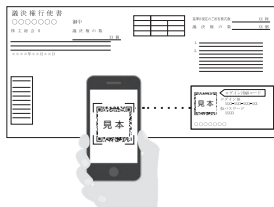
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

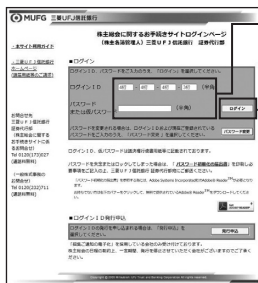
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、自動車産業を中心とした製造業において、米国の関税政策の影響により落ち込んでいた対米輸出も底打ちの兆しが見られるほか、雇用情勢や人手不足感の強まり、物価高に伴う賃上げ圧力等を背景とした所得環境の改善により、個人消費も回復基調を維持しております。加えて、非製造業関連及び娯楽等個人向けサービスの堅調な推移や訪日観光客によるインバウンド需要の増加等、内需が下支えとなり景気は緩やかに回復しております。一方で、中東情勢の緊迫化による影響や米国通商政策の動向、国内における物価上昇等による景気の下振れ懸念、日中関係の悪化に伴う訪日観光客の減少等、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

当社が事業を展開するCRMソリューション市場においては、顧客ニーズの多様化と人手不足を背景に、コールセンターの問い合わせ窓口は、メール、チャット、Webフォーム、SNS、FAQ等のノンボイス系システム（音声を使わないコミュニケーション手段）の需要が増加しております。また、コールセンター業務におけるAI技術の活用も飛躍的に進展しており、生成AIとの連携や音声認識、通話の自動要約、FAQ自動生成のほか、ボイスボット（AIが音声で自動応答する会話システム）の需要も高まっております。加えて、コールセンターは、コストセンター（※1）からプロフィットセンター（※2）へと変化してきており、コールセンターに集約された顧客データや問い合わせ履歴をAIで解析し、マーケティングへの活用や既存業務の効率化を図る等、VoC（顧客の声）の収集・分析・活用が促進されることにより、企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）はさらに加速されるものと予想されます。

このような環境の下、当社は、2023年5月10日に公表した中期経営計画（2024年3月期～2026年3月期）に基づき、以下2つの成長戦略の下、現有サービスの付加価値拡大及び利益最大化と、独自サービスであるAIコールセンターシステム及びマーケティングシステムの販路拡大により、早期に安定した収益基盤を確立できるよう事業を推進してまいりました。

## [成長戦略]

### (1) 「@nyplace」の安定成長

新機能及びサービス拡張、基盤強化となる新交換機（PBX（※3））への移行や、コールセンター運営をサポートする新たな統計管理ツール（※4）の提供を開始する等、重要顧客のリテンション活動を推進したほか、「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」等の周辺サービスや他社サービスとの組み合わせによるクロスセル、アップセルでの収益機会の拡大にも努めてまいりました。また、サービス提供に係る作業の自動化・効率化による外注費の削減及びリソースの最適化による固定費削減やサービス提供見合いの通信原価の削減等、コストの最適化を図り、利益最大化を推進してまいりました。

### (2) 独自サービスの飛躍成長

「VLOOM」、「UZ」、「GROWCE」、「GOLDEN LIST」等の独自サービスの販路拡大のため、初期費用無料キャンペーンや保険、医療、美容業界等の業界特化型の営業展開により新市場の開拓を進めるとともに、AI関連イベントへの出展やSEO対策（※5）及び広告運用の強化等によるオフライン、オンライン双方での新規リード獲得に努めてまいりました。また、顧客ニーズを反映した機能開発や定期訪問、人手不足解消及び業務効率化のためのAIやVoC活用によるDX化提案等のリテンション活動を通じ、クロスセルやアップセルによる収益機会の拡大にも注力してまいりました。

製品機能開発では、生成AI「Gemini（ジェミニ）」との連携により、「UZ」においてはVoC分析におけるアウトプットの質とスピードの向上、「VLOOM」においては通話の自動要約の精度向上を実現しました。また、「GROWCE」においては、AI CROSS社が提供する「絶対リーチ！RCS」とのSMS（※6）機能連携やZoom Communications, Incが提供するクラウド型PBXサービス「Zoom Phone」との連携を実装しております。さらに、「VLOOM」において、AIが電話応対を自動完結するシナリオ型のボイスポット機能を追加し提供を開始する等、コールセンター全体の運用負荷軽減と対応品質の向上並びにコスト削減や業務効率化を実現する機能開発を推進してまいりました。

これらの結果、売上高につきましては、生成AIや音声認識機能等の需要の高まりを背景に、「VLOOM」、「UZ」、「GOLDEN LIST」、「GROWCE」等の独自サービスにおいて、新規顧客獲得等による売上高の増加があった一方で、現有サービスである「@nyplace」等の既存顧客における業務縮小並びに大幅なコスト削減等による契約数の減少により、1,699,015千円（前事業年度比10.9%減）となりました。製品・サービスごとの状況は、以下のとおりであります

なお、当社の事業はクラウドサービス事業の単一セグメントのため、製品・サービス別の業績の概要を記載しております。

#### ■現有サービス

「@nyplace」、「COLLABOS PHONE」等をはじめとする現有サービスにおきましては、既存顧客における公共案件の獲得や拠点追加作業等の一時費用の増加、業務繁忙やアウトバウンド業務の拡大等に伴い売上高が増加した一方で、主にテレマーケティングやBPO事業者における既存顧客の業務縮小並びに全社的なコストダウン等が重なったことから、契約数が減少いたしました。これらの結果、現有サービスの売上高は1,424,886千円（同16.5%減）となりました。

#### 「@nyplace」

堅牢性・安定性を重視したAVAYA社製ハードフォン型コールセンターシステム「@nyplace」につきましては、既存顧客の通信売上の増加及び業務拡大に伴う席数増加があった一方で、設定変更作業の減少に伴う一時売上高の減少、前期に発生した拠点移転作業の減少のほか、当社が提供する別サービスへの切替や特定の大口顧客における業務縮小並びに既存顧客における全社的なコストダウン等が重なったことから、契約数及び月額利用料が減少し、期間平均利用席数は4,038席（同1,073席減）、売上高は920,361千円（同20.6%減）となりました。

### 「COLLABOS PHONE」

低コスト・短納期を特徴とする自社開発ソフトフォン（※7）型コールセンターシステム「COLLABOS PHONE」につきましては、既存顧客の業務拡大による通信利用料の増加や新規案件の獲得があった一方で、音声認識や自動要約要望、大規模対応による「VLOOM」への切替や既存顧客における業務終了等により契約数が減少したことから、期間平均利用チャンネル数は2,452チャンネル（同228チャンネル減）、売上高は381,514千円（同7.7%減）となりました。

### 「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」

コールセンターに特化した顧客情報管理システム（CRM）につきましては、インバウンド（受電）用の「COLLABOS CRM」において、既存顧客における業務縮小等により契約数が減少した一方、アウトバウンド（架電）用の「COLLABOS CRM Outbound Edition」においては、BPO事業者の新規案件やシステムリプレイス案件の獲得、既存顧客におけるアウトバウンド業務の業務拡大等により、契約数は増加いたしました。この結果、「COLLABOS CRM」につきましては、期間平均利用ID数は1,245ID（同167ID減）、売上高は86,778千円（同14.3%減）となり、「COLLABOS CRM Outbound Edition」につきましては、期間平均利用ID数は536ID（同34ID増）、売上高は36,232千円（同7.9%増）となりました。

## ■独自サービス

「VLOOM」、「UZ」、「GROWCE」、「GOLDEN LIST」等の独自サービスにつきましては、AIを活用した業務効率化や分析業務の工数削減、マーケティング領域への応用等を背景に、新規案件の獲得が進みました。これらの結果、売上高は274,128千円（同37.3%増）となりました。

### 「VLOOM」

音声認識及び自動要約機能を搭載した自社開発のAIコールセンターシステム「VLOOM」につきましては、AI音声認識や自動要約等の市場環境のニーズに適応する機能性に加え、大規模案件への対応力や今後のシステム拡張による将来性、通話料削減によりコスト抑制にも対応する新規提案力等が奏功し、初期費用無料キャンペーン、展示会、SEO活動等からのリードにおいて着実に新規案件の獲得が進みました。また、「@nyplace」「COLLABOS PHONE」を利用中の既存顧客からの切替等も発生したことから、期間平均利用チャンネル数は879チャンネル（同373チャンネル増）、売上高は116,163千円（同101.7%増）となりました。

### 「業務効率化等を実現する付加的サービス」

DX化推進による業務効率化やマーケティング活動を支援する各サービスにつきましては、音声認識やVoC活用のニーズの高まりを背景に、AIマーケティングシステム「UZ」において、VoCの可視化や広告施策への活用、応対品質向上を目的としたオペレータ評価の自動化や業務効率化ツールとしての利用が増加したこと等により、BPO事業者や情報通信会社等の新規案件を獲得しました。また、AI顧客分析・予測ツール「GOLDEN LIST」においては、保険営業におけるDM効果の最大化、BPO事業者における休眠復活施策（成果報酬型案件）等の新規案件の獲得が進みました。さらに、統合CRMマーケティングシステム「GROWCE」においては、オペレータ業務の効率化やUI/UX（※8）の優位性等を評価いただき、Webリードや既存顧客へのクロスセルによる新規案件を獲得したほか、AI技術搭載のリアルタイム音声認識システム「AmiVoice Communication Suite provided by コラボス」においても、既存顧客へのクロスセルによる新規案件を獲得したこと等から、売上高は157,964千円（同11.2%増）となりました。

売上原価につきましては、1,018,187千円（同17.1%減）となりました。主な要因としては、現有サービスにおける売上見合いの通信原価の減少、データセンターのラックや回線の整理による保守費及びホスティング費用等の固定費の削減、また、独自サービスのシステム構成環境の最適化に伴うホスティング費用の削減等によるものであります。サービス別の売上原価の内訳としては、「@nyplace」は、587,787千円（同19.1%減）「COLLABOS PHONE」は、194,280千円（同10.8%減）、「VLOOM」は、100,491千円（同14.7%減）、「COLLABOS CRM」及び「COLLABOS CRM Outbound Edition」は、40,953千円（同5.0%減）、その他、業務効率化を実現する付加的サービスは、94,674千円（同22.3%減）となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、606,510千円（同0.4%増）となりました。主な要因としては、サービス提供体制に合わせた最適な人員配置や業務の内製化の推進、生産性及び効率性を踏まえた業務の見直しや自動化推進により業務委託費等が減少した一方で、スタンダード市場への市場区分変更費用や賞与引当金繰入額の増加等によるものであります。

これらの結果、営業利益は74,317千円（同1.6%減）となりました。経常利益につきましては、株主優待制度の導入に伴う株主優待引当金繰入額の計上等により、52,641千円（同48.9%減）となりました。また、特別利益として新株予約権戻入益25,523千円を計上したことに加えて、法人税等調整額（益）の計上等により、当期純利益は101,116千円（同30.2%減）となりました。

## 事業別売上高

| 事業区分       | 第24期<br>(2025年3月期)<br>(前事業年度) |        | 第25期<br>(2026年3月期)<br>(当事業年度) |        | 前事業年度比増減  |        |
|------------|-------------------------------|--------|-------------------------------|--------|-----------|--------|
|            | 金額                            | 構成比    | 金額                            | 構成比    | 金額        | 増減率    |
| クラウドサービス事業 | 1,906,946千円                   | 100.0% | 1,699,015千円                   | 100.0% | 207,931千円 | △10.9% |

(注) 当社は、クラウドサービス事業を提供する単一事業であります。

#### [用語解説]

※ 1. コストセンター

企業活動において、直接的に収益に貢献しないが事業運営を支える部門。

※ 2. プロフィットセンター

企業活動において、直接的に収益に貢献する役割を担う部門。

※ 3. PBX (Private Branch Exchange)

組織内の電話端末同士を接続し、内線通話や外線の発信を統合的に管理するための制御装置。

※ 4. 統計管理ツール

AVAYA社が提供するコールセンターの高度なレポートや分析、運用及び管理の効率化を強化するWebベースのマネジメントソリューション「CC-One Portal」のこと。

※ 5. SEO対策

検索エンジンの検索結果で自社サイトを上位に表示されるように最適化すること。

※ 6. SMS (Short Message Service : ショートメッセージサービス)

電話番号を宛先にして短いテキストメッセージをやり取りするサービス。メールアドレス不要で、携帯電話の「メッセージ」アプリ等から手軽に送信可能。

※ 7. ソフトフォン

固定電話やビジネスフォンなどの専用電話機 (ハードフォン) を使用せず、パソコンなどに専用のソフトをインストールして、イヤホンとマイクを使用し、インターネットを介して通話をする電話のこと。

※ 8. UI/UX (ユーザーインターフェース/ユーザーエクスペリエンス)

サイトやアプリを使いやすく、心地よいものにするためのデザイン設計。UIは、画面設計、デザイン等を示し、UXは、使いやすさ、分かりやすさ等の体験全体を示す。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額は54,146千円(リース資産を含む) となりました。このうち主なものは、現有サービス「@nyplace」用設備への投資や独自サービスのITソリューション開発に伴うソフトウェアへの投資等となっております。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社が事業を展開するコールセンター市場は、深刻な人材不足や人件費の高騰等を背景に、メール、チャット、Webフォーム、SNS等をはじめとしたノンボイス系システムの需要が増加しており、既存業務の生産性向上や顧客対応の自動化、オペレータの効率化等、コールセンターのデジタルトランスフォーメーション（DX）が一層加速するものと予想されます。加えて、AI技術の活用も飛躍的に進展しており、音声認識や自動要約のほか、AIが自律的な判断と対応を行うことで人間に近い対応を可能にし、サポート業務を高度に自動化する「AIエージェント（※1）」の導入も拡大が見込まれます。また、コールセンターに集まる顧客の声（VoC）の活用が活性化されることで、コールセンターをプロフィットセンターへと転換する動きが高まる等、市場のニーズやコールセンターシステムに対する考え方は、今後も刻々と変化していくものと考えられます。

当社は、このような事業環境の下、「@nyplaceの安定成長」と「独自サービスの飛躍成長」という2つの成長戦略を推進してまいりました。これにより、マーケットニーズとの親和性が高い「VLOOM」「UZ」等の販売が進むことで、「@nyplace」等の現有サービスを主体としたサービス構成から、「VLOOM」等の独自サービスを主体とした収益基盤へと移行しつつあります。加えて、各サービス環境に沿った生産プロセスの効率化や経営資源の再配置を実施することでコストの最適化を図り、安定した利益の創出に向けて事業を推進してまいりました。

これらの状況から、当社は、引き続き現有サービスの付加価値拡大及び利益最大化とともに、コールセンターのDX化並びにプロフィットセンター化を支援する独自サービスの販路拡大により、安定した収益基盤の確立と更なる事業拡大を目指すため、以下の6点を重要課題として取り組んでまいります。

#### ① 販売力強化及び販路拡大

当社は、今後も成長が見込まれる市場環境において、顧客価値の最大化と顧客の企業価値向上に貢献することが収益拡大に向けた重要な課題であると考えております。

そのため当社は、製販一体となる運営体制の下、営業の組織体制強化とサービス提供のみに留まらない課題解決力を活かした顧客提案によるマーケットの開拓及び拡大、クライアントニーズに応えるサービスの開発や機能拡充及び製品間の連携・統合、販売パートナーとの協業・共創によるサービス力強化及び販売チャネルの拡大等を通じて、販売力強化及び販路拡大を図ってまいります。

#### ② 事業領域の拡大について

当社は、今後更なる成長を遂げるために、従来のサービスに加え、多様化するコンタクトチャネルやクライアントニーズに対応した新たな機能及びサービスを提供していきます。更に、コールセンターに蓄積される様々なデータを活用する新たな事業の開発などを通じて、コールセンター周辺事業領域への事業の拡充を図ってまいります。

#### ③ 開発力の強化

当社は、あらゆるクライアントニーズに応える機能拡充及びサービスメニューの開発に努めてまいります。また、それに加えてニーズを超えるさらに価値あるサービスの創造を実現するため、開発技術力強化のための教育と内製化及び環境整備へ積極的な投資を行い、開発機能の品質とスピードの向上を進めてまいります。

#### ④ システム安定性の強化

当社は、コールセンターに不可欠な365日24時間のシステム提供に耐えうる十分な設備投資を行っており、今後も継続してサービス品質の維持向上を図るため、定期的・計画的な予防保守の運用体制を構築し、持続可能かつ高品質な安定したサービスの実現に努めてまいります。

#### ⑤ 組織体制整備及び人材育成

当社は今後もクライアントの要望に対してスピーディーに対応していく組織の確立を目標として、専門分野を有する人材の補強、社内研修体制の更なる充実及び管理職のマネジメント能力の強化を図り、全社的高い営業力を持つとともに、全社が隔たりなく連携する組織体制の整備に努めてまいります。

#### ⑥ 内部管理体制の強化

企業として大きく成長していくためには、クライアントのみならず社会的な信用を得ることは、重要な課題であると考えております。

そのため当社は、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、内部統制システムの整備、コンプライアンス体制の充実及び経営の透明性の確保を図り、企業倫理の一層の向上を着実に進めております。

[用語解説]

#### ※ 1. AIエージェント

人間が細かい指示を出さなくても、AIが周囲の環境を理解し、タスクを自ら順序立てて実行し、必要に応じて外部ツールを操作して自律的に思考・判断・行動して問題を解決するソフトウェアプログラム。

### (5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                                                  | 第 22 期<br>(2023年3月期) | 第 23 期<br>(2024年3月期) | 第 24 期<br>(2025年3月期) | 第 25 期<br>(当事業年度)<br>(2026年3月期) |
|------------------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)                                            | 2,349,041            | 2,153,973            | 1,906,946            | 1,699,015                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△)(千円)                       | 100,313              | △276,410             | 102,944              | 52,641                          |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△)(千円)                   | 67,861               | △798,320             | 144,924              | 101,116                         |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は<br>1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△) (円) | 14.88                | △177.81              | 31.92                | 21.72                           |
| 総 資 産 (千円)                                           | 2,229,626            | 1,752,183            | 1,735,753            | 1,670,096                       |
| 純 資 産 (千円)                                           | 1,902,983            | 1,104,784            | 1,291,710            | 1,367,303                       |
| 1 株 当 たり 純 資 産 (円)                                   | 417.00               | 239.18               | 271.10               | 292.83                          |

### (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

### (7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社の主要な事業は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンター部門を所有するクライアントに向けた、クラウドサービスの開発と提供であります。現在提供している主なサービスは下記のとおりであります。

| 区分                       | 製品名                                                                                         |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| IP電話交換機システム<br>(PBX/CTI) | @nyplace (エニプレイス)                                                                           |
|                          | COLLABOS PHONE (コラボスフォン)                                                                    |
|                          | VLOOM (ヴルーム)                                                                                |
| 顧客情報管理システム<br>(CRM)      | COLLABOS CRM                                                                                |
|                          | COLLABOS CRM Outbound Edition                                                               |
| 業務効率化を実現する<br>付加的サービス    | GROWCE (グロウス)                                                                               |
|                          | Packet Folder (パケットフォルダー)                                                                   |
|                          | AmiVoice Communication Suite provided by コラボス<br>(アミボイス コミュニケーション スイート プロバイデ<br>ッド バイ コラボス) |
|                          | GOLDEN LIST (ゴールデンリスト)                                                                      |
|                          | UZ (ウズ)                                                                                     |
|                          | Afullect (アフレクト)                                                                            |
|                          | CollasQ (コラスク)                                                                              |

### (8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本社：東京都千代田区三番町8番地1

### (9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減  | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|------------|--------|--------|
| 70 (1) 名 | 18名減 (2名減) | 39.19歳 | 8.2年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人(アルバイト、インターン及び派遣社員等をいう)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社はクラウドサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

### (10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借入先        | 借入額      |
|------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 60,000千円 |

## 2. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 11,990,400株
- (2) 発行済株式の総数 4,977,000株(自己株式322,295株を含む)
- (3) 株主数 3,613名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名         | 持株数        | 持株比率   |
|-------------|------------|--------|
| 茂木貴雄        | 1,749,200株 | 37.58% |
| コムテック株式会社   | 192,600株   | 4.14%  |
| 鈴木智博        | 80,200株    | 1.72%  |
| 小川勇樹        | 54,000株    | 1.16%  |
| 株式会社アイカム    | 49,700株    | 1.07%  |
| 青本真人        | 45,000株    | 0.97%  |
| 渡我部進一       | 43,900株    | 0.94%  |
| コラボス役員持株会   | 31,500株    | 0.68%  |
| 野村証券株式会社    | 30,600株    | 0.66%  |
| 楽天証券株式会社共有口 | 29,400株    | 0.63%  |

(注) 1. 当社は、自己株式を322,295株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として  
交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権  
の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2015年7月24日開催の取締役会決議に基づき発行した第8回新株予約権  
及び第9回新株予約権については、2025年8月30日をもって行使期間が満  
了し、消滅いたしました。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位  | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                               |
|-----------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 茂 木 貴 雄 |                                                                                                                                            |
| 代表取締役副社長  | 青 本 真 人 |                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 小 川 勇 樹 |                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 鈴 木 裕 幸 | 営業第三部長                                                                                                                                     |
| 取 締 役     | 齋 藤 一 紀 |                                                                                                                                            |
| 取 締 役     | 鈴 木 達   | (株)テリロジーホールディングス 代表取締役社長<br>(株)テリロジー 代表取締役社長<br>VNCS Global Solution Technology JSC<br>Board of Director<br>クレシード(株) 取締役会長<br>ログイット(株) 取締役 |
| 取 締 役     | 志 賀 文 昭 |                                                                                                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 秦 齊 雄   |                                                                                                                                            |
| 監 査 役     | 三 井 良 克 |                                                                                                                                            |
| 監 査 役     | 畑 下 裕 雄 | (株)プロキューブジャパン 代表取締役<br>さくらインターネット(株) 取締役<br>(株)タジマ 監査役                                                                                     |

- (注) 1. 取締役鈴木達氏及び志賀文昭氏は、社外取締役であります。
2. 監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役秦齊雄氏は、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識を有しております。
4. 監査役三井良克氏は、長年にわたり経営に携わってきた経験があります。また、監査役畑下裕雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役鈴木達氏及び志賀文昭氏並びに監査役秦齊雄氏、三井良克氏及び畑下裕雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 2026年3月31日付で、取締役鈴木裕幸氏は辞任により退任いたしました。なお、退任時における担当は営業第三部長でありました。
7. 社外役員その他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(5) 社外役員に関する事項」に記載しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としておりません。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び相続人、管理職・監督者の地位にある従業員となります。

保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、該当責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとされています。ただし法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分           | 報酬額等の総額(千円)        | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          | 対象となる役員の員数(名) |
|----------------|--------------------|--------------------|----------|---------------|
|                |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  |               |
| 取締役            | 52,740             | 52,740             | -        | 7             |
| (うち社外取締役)      | (6,480)            | (6,480)            | (-)      | (2)           |
| 監査役            | 8,400              | 8,400              | -        | 3             |
| (うち社外監査役)      | (8,400)            | (8,400)            | (-)      | (3)           |
| 合計<br>(うち社外役員) | 61,140<br>(14,880) | 61,140<br>(14,880) | -<br>(-) | 10<br>(5)     |

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、2026年3月31日付で辞任により退任した取締役1名(うち社外取締役0名)の在任中の報酬等の額が含まれております。

##### ② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬にかかる業績指標は、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標としております。当該指標を選択した理由は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるためであります。当事業年度の実績としては、半期及び通期において売上高、営業利益及び戦略的目標が一定の達成度に到達していないことから、業績連動報酬等を支給しておりません。

##### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額300,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

#### ④ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、当社の中長期的な業績向上と、企業価値の持続的な増大を実現していくために、役員それぞれの意欲を高める動機付けに有効に機能する体系とし、その役割と責務に相応した水準となるように決定することを基本方針としております。具体的に、業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、株主総会で決議された報酬等の範囲内で「役員報酬規程」に基づき、基本報酬と業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみを支払うこととしております。

##### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役割、職務内容、世間水準、会社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に決定するものとしております。

##### c. 業績連動報酬に係る業績指標の内容、算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるために、業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）に対して、中期経営計画方針に基づいて作成される各事業年度予算の半期及び通期の売上高、営業利益及び戦略的目標（以下、業績指標等）の達成の度合いに応じて、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

##### d. 報酬等の種類毎の割合の決定に関する方針

当社の業務執行を担う取締役（社外取締役を除く）の種類別の報酬割合に関する比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬＝80：20としております。（業績指標等を100%達成の場合の目安）

##### e. 報酬等を支給する時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は毎月支給し、業績連動報酬は取締役会においてその額を決定したうえで、当該事業年度内の4月から9月の期間については12月に、4月から3月の期間については翌事業年度の

6月に、それぞれ半年毎に支給するものとしております。

f. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等については取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容についての委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額とするものとしております。当該決定に際しては、取締役会にて社外取締役が報酬方針及び報酬水準について審議のうえ答申を行い、代表取締役は当該答申の内容を最大限尊重し決定するものとしております。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長茂木貴雄に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当事業の業績指標の達成度合いを踏まえた業績連動報酬の額の決定を委任しております。委任の理由については、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当事業について評価を行うにあたり代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に取締役会にて社外取締役による審議及び答申を行っております。

**(5) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役鈴木達氏は、株式会社テリロジーホールディングス代表取締役社長、株式会社テリロジー代表取締役社長、VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director、クレシード株式会社取締役会長、ログイット株式会社取締役を兼務しております。株式会社テリロジーと当社との間には、同社が提供するクラウドサービスの利用取引及び販売代理取引がありますが、当社と同社の取引は、一般の取引条件によっております。株式会社テリロジーホールディングス、VNCS Global Solution Technology JSC、クレシード株式会社、ログイット株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。

監査役畑下裕雄氏は、株式会社プロキューブジャパン代表取締役、さくらインターネット株式会社取締役及び株式会社タジマ監査役を兼務しております。さくらインターネット株式会社と当社との間には、同社が提供するインターネットサービス事業の利用取引がありますが、同社と当社の取引は一般の取引条件によっております。株式会社プロキューブジャパン及び株式会社タジマと当社との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名  | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                      |
|-----|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 鈴木 達 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。主に情報・通信分野における企業経営者としての見地から豊富な経営経験と幅広い見識に基づき、積極的に意見を述べており、特に販売戦略や開発方針等について適切な監督、助言等を行うなど、社内取締役とは異なる視点により意思決定の妥当性・適正性を確保し、取締役会の実効性向上に寄与しております。   |
| 取締役 | 志賀文昭 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席いたしました。長年にわたりIT業界に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づき、積極的に意見を述べており、特に販売戦略や開発方針等について適切な監督、助言等を行うなど、社内取締役とは異なる視点により意思決定の妥当性・適正性を確保し、取締役会の実効性向上に寄与しております。 |
| 監査役 | 秦 齊雄 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべて、監査役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、企業経営者としての豊富な経営経験と会社経営に対する高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。                                         |
| 監査役 | 三井良克 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべて、監査役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。                                                      |
| 監査役 | 畑下裕雄 | 当事業年度に開催された取締役会19回すべて、監査役会20回すべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験や企業経営者としての経験に基づき、業務執行状況や意思決定の適正性を確保する立場から、発言を適宜行っております。                                     |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

アーク有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額（千円） |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16,000    |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000    |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意しております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の独立性、職務執行の状況、継続監査年数等を総合的に勘案し、会計監査人が適正な監査を遂行することが困難であると認められる場合には、株主総会における会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2014年2月25日の取締役会にて「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況に関する基本方針書」を定める決議を行い、2021年5月10日に一部改定を行っております。当社は、会社経営の透明性及び業務の適正化を確保するための組織体制が重要であると考えておりますので、その基本方針に基づいた体制の整備、運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①業務執行の最高責任者として代表取締役は、コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、取締役よりコンプライアンス担当取締役を1名選任しております。また補佐を行うため、使用人側にもコンプライアンス担当者を1名以上選任しております。
  - ②法令遵守に関する基本方針を「コンプライアンス規程」にて制定し、コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当者が取締役、監査役及び使用人に周知を行っております。また必要に応じて研修会を開催し、その周知を徹底するとともに各自が見直しを行っております。
  - ③全ての取締役、監査役及び使用人を対象とし、弁護士事務所と内部通報制度を設置しております。通報者に対する不利益な取扱いを禁止する等の「コンプライアンス通報規程」を設け、通報の妨げがない環境を整備しております。
  - ④ビジネスリスク等のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法について規定しております。
  - ⑤代表取締役は、「内部監査規程」に則り、内部監査責任者を選任し、所属部署に依存せず、取締役及び使用人に対し客観性を持った内部監査室を組織し、職務執行及びコンプライアンスの状況等を、定期的に監査しております。
  - ⑥代表取締役以下、組織全体にて反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、不当・不法な要求を排除いたします。また警察、弁護士等と緊密な連携関係を構築することに努めております。
  - ⑦財務報告に係る信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用、評価を行う体制を整備しております。

- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①「取締役会規程」を定め、取締役会の手続及び取締役会の権限範囲等を明確にしております。
  - ②取締役及び使用人による効率的な職務執行を確保するため、管掌役員制度を導入し「業務分掌規程」を定めるとともに、取締役及び使用人の職務執行に関する責任権限に関する事項を明確にするため「権限規程」を定め、組織の効率的な運営を図っております。
  - ③「取締役会規程」に則り、原則月1回開催される取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行っております。また定期的に職務の執行状況等について報告しております。
  - ④取締役会において中期経営計画を策定し、管理部管掌取締役は中期経営計画の進捗状況を定期的に取締役会に報告することで、中期経営計画が適正に運用されるよう努めております。また定期的に中期経営計画の見直しを行い、適切な策定ができるように努めております。
  - ⑤経営会議は、「経営会議規程」に則り、原則月1回以上開催され、業務執行上重要な課題に関し十分に検討し、適切な対応ができるように努めております。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ①取締役の職務執行に係る情報（各種書類、資料及び電子媒体に記憶されるデータの全てを指す）は「文書管理規程」等によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保管、管理を行っております。また内部監査にて、当該情報の保管及び管理が、同規程に従い適正に実施されているかを確認しております。
  - ②「文書管理規程」等によって、当社の所有する情報を適切に管理・運用する方針を明確にしております。情報漏洩や改ざん、または事故、故障、もしくは地震、火災等の人災及び天災により損害等から保護する体制を整備しております。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①経営上の意思決定は、取締役会にて決議しております。
  - ②ビジネスリスク（多額の損失、不正や誤謬の発生等）のリスク・マネジメントを行うため「リスク管理規程」を定め、取締役、監査役及び使用人による事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法、またリスク管理

体制について規定しております。

- ③ 「リスク管理規程」に則り、代表取締役を委員長として、全社的なリスク管理体制を推進するためリスク対策委員会を設置できる体制としております。
  - ④ 内部監査の実施により、取締役及び使用人に法令・定款違反、その他の事由に基づきビジネスリスクとなる危険がある業務執行行為が発見された場合には、発見された内容等について直ちに代表取締役に報告する体制を整備しております。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査業務の補助及び監査役会の運営事務等を行うため、補助要員の配置について監査役または監査役会は要請をすることができ、取締役はこれを尊重し、協議の上、適切な人員配置を行っております。
  - ② 監査役または監査役会は、リスク対策委員会、内部監査室及び補助要員の人事評価・人事異動に関し意見を述べることができ、取締役はこれを尊重しております。
  - ③ 補助要員の処遇、異動、懲戒処分等の人事に関する事項は監査役の同意を得て、当社が決定しております。
  - ④ 監査役または監査役会は、補助要員に対して直接指示をすることができるものとして、当社は、これに抵触する指示をすることができない体制を整備しております。
- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役は、取締役会に参加するほか、希望する任意の会議に自由に出席することができます。
  - ② 監査役は、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができます。
  - ③ 監査役は随時、取締役及び使用人の職務執行に係る情報を閲覧することができ、必要に応じ内容の説明を求められます。
  - ④ 取締役及び使用人は、職務執行において気が付いた法令・定款違反等の会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び使用人の不正行

為、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のために求められた事項を直ちに監査役または監査役会に報告いたします。

- ⑤当社は、上記の報告を行った取締役及び使用人に対し、内部通報制度に基づき監査役に報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- (7) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、当社はこれを拒むことはできません。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役及び取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題について意見交換をします。また監査役監査上の重要課題、環境整備について意見交換し、取締役はこれを尊重いたします。
- ②内部監査責任者は、監査役と定期的に会合を持ち、内部監査状況、報告を共有し対処すべき課題等について意見を交換いたします。
- ③監査役は、監査役会を原則として月1回開催し、監査状況等について情報交換及び協議を行っております。また会計監査人から定期的な会計監査に関する報告を受け、内部監査責任者を交えて、意見交換を行っております。
- ④決裁申請書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料等の社内の情報に、監査役が容易にアクセスできる体制を整備しております。
- ⑤監査役及び監査役会が、監査実施にあたり必要と認めるときは、弁護士等の外部の専門家をアドバイザーとして任用することができます。

- (9) 反社会的勢力を排除するための体制

- ①当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力の排除に向け、「コンプライアンス・マニュアル」や「反社チェック要領」による社内周知を図っております。
- ②管理部を反社会的勢力排除のための対応主管部署とし、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等によるセミナー等を通じて情報収集を行い、社内

体制の整備に努めるとともに、弁護士・警察等の外部専門機関と連携を図り、事案に応じて速やかに対処できる体制を構築しております。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保

月に1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令や定款に定める事項、業務執行に関する決議を行っております。

- ② コンプライアンス体制

内部統制に関わる基本方針並びに「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」及び「コンプライアンス通報規程」をイントラネットに掲載し、全役員及び全従業員が常時閲覧可能な状態にしております。

- ③ リスク管理体制

内部監査室にて毎事業年度の年間内部監査計画を立案し、内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び常勤監査役に報告しております。

また、監査役各自が希望する任意の会議に自由に出席しております。

- ④ 監査役の監査が実効的に行われることの確保

監査役、会計監査人及び内部監査責任者は、定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。

- ⑤ 反社会的勢力を排除するための体制

契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むとともに、反社会的勢力の情報を収集する取組みを継続的に実施しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から負託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合において、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の共同の利益に資さないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、財務体質の強化と将来の事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を維持していくことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定化に向けた財務体質の強化及び継続的な事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として、有効に活用してまいります。

各期の配当につきましては、安定的かつ継続的な配当の維持を基本としつつ、経営成績及び財政状態、並びに配当性向等を総合的に勘案し、株主への利益還元を行う方針であります。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めており、年1回の期末配当を基本方針としております。剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

### (当事業年度の配当及び株主優待)

上記の配当方針に基づき、株主の皆さまへの安定的な利益還元を重視し、当事業年度の業績、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、2026年3月期の期末配当予想は、1株当たり6円の予定であります。なお、本件につきましては、本定時株主総会に付議する予定であります。

また、株主の皆様が長期にわたる日頃からの温かいご支援に心から感謝するとともに、当社株式への投資の魅力を高め、より多くの株主の皆様が中長期的に当社株式を保有していただくことを目的として、2026年3月期より「株主優待制度」を導入いたしました。毎年3月末日現在の当社株主名簿に記載または記録された株主様のうち、当社株式1,000株(10単元)以上を継続して1年以上保有されている株主様を対象として、15,000円分の選べる「デジタルギフト®」を贈呈いたします。

なお、次回以降の株主優待につきましては、2026年3月31日を初回として、2026年9月30日、2027年3月31日の株主名簿に連続して3回以上、同一株主番号かつ1,000株以上の保有が記載または記録されている株主様を対象とさせていただきます。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
|-------------------|-----------|----------------|-----------|
| <b>(資産の部)</b>     |           | <b>(負債の部)</b>  |           |
| <b>流動資産</b>       | 1,452,641 | <b>流動負債</b>    | 239,425   |
| 現金及び預金            | 1,286,032 | 買掛金            | 43,501    |
| 売掛金               | 143,320   | 短期借入金          | 10,000    |
| 商品及び製品            | 96        | 1年内返済予定の長期借入金  | 50,000    |
| 仕掛品               | 2,112     | リース債務          | 42,230    |
| 前払費用              | 20,636    | 未払金            | 18,420    |
| その他               | 909       | 未払費用           | 873       |
| 貸倒引当金             | △467      | 未払法人税等         | 5,180     |
| <b>固定資産</b>       | 217,454   | 未払消費税等         | 8,227     |
| <b>有形固定資産</b>     | 129,376   | 前受金            | 4,488     |
| 建物                | 20,000    | 賞与引当金          | 35,000    |
| 減価償却累計額           | △12,524   | 株主優待引当金        | 19,945    |
| 建物(純額)            | 7,475     | その他            | 1,556     |
| 工具、器具及び備品         | 423,151   | <b>固定負債</b>    | 63,367    |
| 減価償却累計額           | △396,455  | リース債務          | 63,367    |
| 工具、器具及び備品<br>(純額) | 26,696    | <b>負債合計</b>    | 302,792   |
| リース資産             | 573,288   | <b>(純資産の部)</b> |           |
| 減価償却累計額           | △478,082  | <b>株主資本</b>    | 1,363,014 |
| リース資産(純額)         | 95,205    | 資本金            | 349,605   |
| <b>無形固定資産</b>     | 31,470    | 資本剰余金          | 329,605   |
| ソフトウェア            | 28,123    | 資本準備金          | 329,605   |
| ソフトウェア仮勘定         | 1,787     | 利益剰余金          | 855,267   |
| その他               | 1,559     | その他利益剰余金       | 855,267   |
| <b>投資その他の資産</b>   | 56,607    | 繰越利益剰余金        | 855,267   |
| 長期前払費用            | 48        | <b>自己株式</b>    | △171,464  |
| 差入保証金             | 14,722    | 新株予約権          | 4,289     |
| 繰延税金資産            | 41,837    | <b>純資産合計</b>   | 1,367,303 |
| <b>資産合計</b>       | 1,670,096 | <b>負債純資産合計</b> | 1,670,096 |

# 損 益 計 算 書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金        | 額         |
|-----------------------|----------|-----------|
| 売 上 高                 |          | 1,699,015 |
| 売 上 原 価               |          | 1,018,187 |
| 売 上 総 利 益             |          | 680,827   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |          | 606,510   |
| 営 業 利 益               |          | 74,317    |
| 営 業 外 収 益             |          |           |
| 受 取 利 息               | 2,548    |           |
| 違 約 金 収 入             | 1,567    |           |
| 助 成 金 収 入             | 242      |           |
| 雑 収 入                 | 24       | 4,382     |
| 営 業 外 費 用             |          |           |
| 支 払 利 息               | 4,117    |           |
| 株 主 優 待 引 当 金 繰 入 額   | 19,945   |           |
| 解 約 違 約 金             | 1,703    |           |
| 雑 損 失                 | 291      | 26,059    |
| 経 常 利 益               |          | 52,641    |
| 特 別 利 益               |          |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 25,523   | 25,523    |
| 特 別 損 失               |          |           |
| 減 損 損 失               | 6,162    | 6,162     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |          | 72,002    |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 950      |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △ 30,064 | △ 29,114  |
| 当 期 純 利 益             |          | 101,116   |

## 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)  
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                                     | 株 主 資 本 |           |              |              |              |          |                | 新株予約権   | 純資産<br>合 計 |
|-------------------------------------|---------|-----------|--------------|--------------|--------------|----------|----------------|---------|------------|
|                                     | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金    |              | 自 己 株 式  | 株 主 資 本<br>合 計 |         |            |
|                                     |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合 計 |          |                |         |            |
|                                     |         |           |              | 繰越利益<br>剰余金  |              |          |                |         |            |
| 当 期 首 残 高                           | 349,605 | 329,605   | 329,605      | 754,150      | 754,150      | △171,464 | 1,261,897      | 29,813  | 1,291,710  |
| 当 期 変 動 額                           |         |           |              |              |              |          |                |         |            |
| 当 期 純 利 益                           | -       | -         | -            | 101,116      | 101,116      | -        | 101,116        | -       | 101,116    |
| 新 株 の 発 行<br>( 新 株 予 約 権<br>の 行 使 ) | -       | -         | -            | -            | -            | -        | -              | -       | -          |
| 自 己 株 式 の<br>取 得                    | -       | -         | -            | -            | -            | -        | -              | -       | -          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)             | -       | -         | -            | -            | -            | -        | -              | △25,523 | △25,523    |
| 当 期 変 動 額 合 計                       | -       | -         | -            | 101,116      | 101,116      | -        | 101,116        | △25,523 | 75,593     |
| 当 期 末 残 高                           | 349,605 | 329,605   | 329,605      | 855,267      | 855,267      | △171,464 | 1,363,014      | 4,289   | 1,367,303  |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年

工具、器具及び備品 2年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェアについては、見込利用期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 株主優待引当金

株主優待利用の負担に充てるため、負担見込額に基づき計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンター部門を所有するクライアントに向けた、クラウドサービスを提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

初期・一時費用については、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。月額利用料については、主に契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。電話回線利用料については、契約期間にわたり使用に応じてサービスを提供するものであるため、顧客への請求金額により収益を認識しております。

なお、サービスの提供のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首   | 増加 | 減少 | 当事業年度末    |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式（株） | 4,977,000 | -  | -  | 4,977,000 |

(注) 単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

##### (2) 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|---------|---------|----|----|---------|
| 普通株式（株） | 322,295 | -  | -  | 322,295 |

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ① 配当金支払額等

該当事項はありません。

###### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------|-----------------|------------|------------|
| 2026年6月19日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 27,928        | 6.00            | 2026年3月31日 | 2026年6月22日 |

##### (4) 新株予約権に関する事項

| 内訳        | 目的となる<br>株式の種類 | 目的となる株式の数（株） |    |         |            | 当事業年度末<br>残高（千円） |
|-----------|----------------|--------------|----|---------|------------|------------------|
|           |                | 当事業<br>年度期首  | 増加 | 減少      | 当事業<br>年度末 |                  |
| 第8回新株予約権  | 普通株式           | 604,800      | -  | 604,200 | -          | -                |
| 第9回新株予約権  | 普通株式           | 129,000      | -  | 129,000 | -          | -                |
| 第10回新株予約権 | 普通株式           | 10,500       | -  | 2,100   | 8,400      | 4,289            |

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

|                      |            |
|----------------------|------------|
| 繰延税金資産               |            |
| 繰越欠損金                | 103,704千円  |
| 減損損失                 | 70,442千円   |
| 減価償却超過額              | 44,035千円   |
| 未払事業税                | 1,333千円    |
| 賞与引当金                | 11,032千円   |
| 株主優待引当金              | 6,286千円    |
| 貸倒引当金                | 147千円      |
| その他                  | 3,639千円    |
| 繰延税金資産合計             | 240,621千円  |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額   | △103,704千円 |
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | △95,078千円  |
| 評価性引当額小計             | △198,783千円 |
| 繰延税金資産合計             | 41,837千円   |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、クライアントの信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に係る信用リスクについては、与信限度管理規程に沿ってリスク低減を図っております。期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信報告にて信用状況を把握する体制としております。

当社は各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰表を作成、更新しており、日常のモニタリングを通して適正な手許流動性を把握すること等により、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|            | 貸借対照表計上額 | 時価      | 差額   |
|------------|----------|---------|------|
| リース債務 (※1) | 105,597  | 105,386 | △211 |
| 長期借入金      | 50,000   | 50,000  | —    |
| 負債計        | 155,597  | 155,386 | △211 |

(※1) 1年内返済予定のリース債務を含めて表示しております。

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）につきましては、変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. リース債務及び長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内   | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-------|--------|-------------|--------------|------|
| リース債務 | 42,230 | 63,367      | —            | —    |
| 長期借入金 | 50,000 | —           | —            | —    |
| 合計    | 92,230 | 63,367      | —            | —    |

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

当社は、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社であるため、会社計算規則第109条第1項第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 292円83銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 21円72銭  |

## 9. 収益認識に関する注記

当社は、会社法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社であるため、会社計算規則第115条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事項の記載を省略しております。

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、お客様相談室または製品問い合わせセンター等のコールセンター部門を所有するクライアントに向けた、クラウドサービスを提供しております。当該サービスは、初期・一時費用と、月額利用課金型による月額利用料の契約となっております。初期・一時費用には、導入費用、拠点構築費用及びネットワーク機器等の販売が含まれており、月額利用料には、クラウドサービス利用料や電話回線利用料が含まれております。

履行義務の充足時点について、初期・一時費用におけるサービスは、商品を顧客に引き渡した時点又は顧客が検収した時点としておりますが、これは、当該時点が製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。月額利用料におけるサービスは、役務を提供する期間にわたり収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであり、時の経過に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。電話回線利用料におけるサービスは、顧客への請求金額により収益を認識しておりますが、これは、契約期間にわたり使用量に応じたサービスを提供するものであり、使用量に応じて顧客が便益を享受すると考えられるためであります。

一部の取引については、役務提供が他の当事者により行われており、当社は、約束の履行に関する主たる責任や在庫リスクを有しておりません。当該他の当事者により役務が提供されるように手配することが当社の履行義務であり、したがって、代理人として取引を行っていると判断しております。この当社の役割が代理人に該当する取引については、取引価格を、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額により算定しております。

売上高は契約において約束された対価で測定され、値引き等の顧客に支払われる対価を控除しております。

クラウドサービス事業に関する取引の対価は、商品の引渡し又はサービスの提供後、概ね1か月以内に受領しており、当該顧客との契約に基づく債権について、重大な金融要素の調整は行っておりません。

値引きの履行義務への配分については、市場の状況、当社固有の要因及び顧客に関する情報等を加味して決定された価格に基づいて、1つ又は複数の履行義務に対して行っております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

| 場所  | 用途                   | 種類            | 減損損失 (千円) |
|-----|----------------------|---------------|-----------|
| 東京都 | マーケティング及び業務効率化関連サービス | ソフトウェア<br>仮勘定 | 849       |
|     |                      | ソフトウェア        | 5,312     |
| 計   |                      |               | 6,162     |

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位によって資産のグルーピングを行っております。

マーケティング及び業務効率化関連サービスに係る事業用資産については、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失6,162千円として特別損失に計上いたしました。

回収可能価額は、使用価値により測定しており、各サービスについての販売計画はあるものの、当初想定した期間内での回収が困難であり、見積期間内の将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社コロボス

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

|                    |       |    |    |
|--------------------|-------|----|----|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村瀬 | 征雄 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 渡部 | 源一 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コロボスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社コラボス 監査役会

常勤社外監査役 秦 齊雄 ㊟

社外監査役 三井良克 ㊟

社外監査役 畑下裕雄 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、財務体質の強化と将来の事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を維持していくことを基本方針としております。

上記の配当方針に基づき、株主の皆様への安定的な利益還元を重視し、当事業年度の業績、財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案した上で、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円00銭

総額27,928,230円

### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月22日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- ① 当社は、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るとともに、業務執行における意思決定の機動性と柔軟性の向上を図ることで、さらなる企業価値の向上を目指すことを目的として、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。  
これに伴い、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- ② 今後の事業展開の促進及び経営基盤の充実強化に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的として取締役の増員が可能となるよう、取締役の員数の上限を8名から11名に増員するものであります。
- ③ 上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> | <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> |
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>                                                                             | <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は3名以内とする。</u></p>                |

| 現 行 定 款                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>            | <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>                                                                              |
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集の通知は各取締役に<br/>対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)<br/> <u>第28条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第29条</u> 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第30条</u> (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)<br/> <u>第31条</u> <u>当会社の監査役は、3名以内とする。</u></p> | <p>(重要な業務執行の決定の委任)<br/> <u>第28条</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録)<br/> <u>第29条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役の報酬等)<br/> <u>第30条</u> 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)<br/> <u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>(監査役の選任)</p> <p>第32条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                                          | <p>(削 除)</p> |
| <p>(監査役の任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>3. <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> | <p>(削 除)</p> |
| <p>(常勤監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>監査役会の決議の方法</u>)</p> <p>第36条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p>第37条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | <p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>)</p> <p>第35条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 変 更 案                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第44条～第47条 (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第36条 監査等委員会は決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第43条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第25回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。

なお、取締役鈴木裕幸氏は、2026年3月31日付で辞任により退任いたしました。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                       | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 茂木 貴雄<br>(1972年7月18日) | 1995年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社<br>2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社<br>2001年10月 当社 入社 (出向)<br>当社 営業開発部長 就任<br>2003年6月 当社 取締役 就任<br>2004年4月 当社 代表取締役社長 就任 (現任)<br>2005年4月 アイ・ティー・エックス(株) 退社                     | 1,749,200株 |
| 2     | 青本 真人<br>(1971年3月26日) | 1994年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社<br>2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社<br>2009年7月 イーグローパレッジ(株) 入社<br>2010年6月 同社 取締役 就任<br>2014年6月 当社 入社<br>2014年6月 当社 取締役 就任<br>2016年4月 当社 管理部長 就任<br>2016年6月 当社 代表取締役副社長 就任 (現任) | 45,000株    |

| 候補者<br>番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3         | すずき とおる<br>鈴木 達<br>(1959年4月3日) | 1982年4月 日商岩井(株) (現双日(株)) 入社<br>1994年6月 (株)アトラクス 代表取締役社長 就任<br>2000年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社<br>2000年6月 同社 取締役 就任<br>2004年1月 (株)UCOM (現アルテリア・ネットワークス(株)) 代表取締役社長 就任<br>2008年6月 アイ・ティー・エックス(株) 取締役執行役員 就任<br>2010年5月 オリンパスビジネスクリエイツ(株) 代表取締役 就任<br>2011年6月 日商エレクトロニクス(株) 取締役・常務執行役員 就任<br>2014年4月 インヴェンティット(株) 代表取締役社長 就任<br>2016年4月 (株)テロロジー 入社<br>2016年6月 同社 取締役 就任<br>2016年6月 当社 取締役 就任(現任)<br>2017年4月 (株)テロロジー 取締役 兼 執行役員副社長 就任<br>2017年12月 (株)テロロジーサービスウェア 代表取締役社長 就任<br>2020年3月 VNCS Global Solution Technology JSC Board of Director 就任(現任)<br>2020年6月 (株)IGLOOO 取締役 就任<br>2021年3月 クレシード(株) 代表取締役社長 就任<br>2021年3月 (株)テロロジーサービスウェア 取締役 就任<br>2022年11月 (株)テロロジーホールディングス 取締役副社長 就任<br>2023年4月 (株)テロロジー 代表取締役社長 就任(現任)<br>2023年4月 クレシード(株) 取締役会長 就任(現任)<br>2024年3月 ログイット(株) 取締役<br>2024年4月 (株)テロロジーホールディングス 代表取締役社長 就任(現任)<br>2025年4月 ログイット(株) 代表取締役会長 就任(現任)<br>2026年4月 キャロルシステム仙台(株) 取締役 就任(現任) | -              |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鈴木達氏は、社外取締役候補者であります。
  3. 茂木真雄氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社の創業メンバーの一人であり、代表取締役社長として長年に亘り経営を牽引し経営の重要事項の決定及び業務執行の監督にも十分な役割を果たしてきたことから、その豊富な経験と実績を活かして、同氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると考え、引き続き選任をお願いするものであります。
  4. 青本真人氏を取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、代表取締役副社長として長年に亘り経営を牽引し、また、当社事業に関する深い理解と管理部門全領域における豊富な知見を活かし、経営基盤やガバナンスの強化等に貢献してきたことから、同氏が取締役としての職務を適切に遂行することができると考え、引き続き選任をお願いするものであります。
  5. 鈴木達氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、情報・通信分野における企業経営者としての豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言・提言をいただくことにより、当社のガバナンスが強化されるものと考え、引き続き選任をお願いするものであります。
  6. 鈴木達氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年となります。
  7. 当社は、鈴木達氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、鈴木達氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
  8. 当社は、鈴木達氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。鈴木達氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | ※<br>ときね 常盤潤一郎<br>(1958年1月23日) | 1980年4月 味の素(株) 入社<br>1989年10月 CPC/AJI(Asia) Ltd. (香港) 入社 (出向)<br>1993年7月 CPC/AJI(Taiwan) Ltd. (台湾) 入社 (出向)<br>1998年7月 味の素(株) 復職<br>2007年7月 味の素冷凍食品(株) 入社 (出向)<br>2011年7月 Amoy Food Ltd. (香港) 入社 (出向) 取締役会長 就任<br>2014年1月 キュクレ食品社 (トルコ) 入社 (出向) 取締役会長 就任<br>2016年7月 味の素冷凍食品(株) 入社 (出向) 監査役 就任<br>2022年7月 当社 入社<br>2022年7月 当社 内部監査室長 就任 (現任) | 3,700株     |

| 候補者<br>番号 | ふ<br>り<br>が<br>な<br>氏<br>(生年月日)            | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2         | ※<br>かつ ぬま よし ひさ<br>勝 沼 依 久<br>(1963年6月9日) | 1987年4月 味の素(株) 入社<br>1998年7月 ペルー味の素社<br>(AJINOMOTO DEL<br>PERÚ S.A.) 入社 (出<br>向)<br>2002年7月 味の素(株) 復職<br>2021年7月 味の素(株) 知的財産部長 (理<br>事・執行理事) 就任<br>2025年7月 (株)RODEO DIVERS 設立<br>代表取締役 就任 (現任)                                                                                                                          | —              |
| 3         | ※<br>はた した ひろ お<br>畑 下 裕 雄<br>(1972年12月2日) | 1995年4月 朝日監査法人 (現有限責任あ<br>ずさ監査法人) 入所<br>1998年4月 公認会計士登録<br>2000年10月 Arthur Andersen<br>Portland (米国) 事務所 勤<br>務<br>2005年4月 (株)プロキューブジャパン設立<br>代表取締役 就任 (現任)<br>2014年1月 (株) Lyudia ( 現 Ingenico<br>Japan(株)) 監査役 就任<br>2015年6月 さくらインターネット(株) 取<br>締役 就任 (現任)<br>2017年7月 (株)タジマ 監査役 就任 (現<br>任)<br>2018年6月 当社 監査役 就任 (現任) | —              |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 勝沼依久氏及び畑下裕雄氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 常盤潤一郎氏を監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、内部監査室長としての職務を通じ当社の事業活動に関し豊富な知識を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを活かした経営全般についての助言・提言により監査・監督機能の強化を期待したためであります。  
5. 勝沼依久氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、法務に関する幅広い知識を有しており、その経歴を通じて培った経験・見識からの視点に基づく経営の監査・監督機能を期待したためです。  
6. 畑下裕雄氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏が公認会計士としての専門的な知識と幅広い経験を有しており、また、企業経営者としての経験もあることから、それらを社外取締役として当社の経営全般に関する監査・監督に反映していただくことを期待したためであります。  
7. 畑下裕雄氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間

- は、本総会終結の時をもって8年となります。
8. 当社は畑下裕雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は、法令が定める額としており、畑下裕雄氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、常盤潤一郎氏及び勝沼依久氏の選任が承認された場合は、新たに両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  9. 当社は、畑下裕雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。畑下裕雄氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
  10. 勝沼依久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。勝沼依久氏の選任が承認された場合は、当社は独立役員として届け出る予定であります。
  11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとしたします。

なお、この選任の効力につきましては、就任前に限り、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| ふりがな<br>氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ※<br>いで さわ しゅう じ<br>出澤 秀二<br>(1957年1月15日) | 1983年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)<br>1995年3月 出澤法律事務所(現出澤総合法律事務所)開設 代表弁護士(現任)<br>2006年3月 (株)ファンコミュニケーションズ 監査役 就任<br>2006年4月 ビジョン(株) 監査役 就任<br>2008年3月 (株)ネクストジェン 監査役 就任 | -          |

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 出澤秀二氏は出澤総合法律事務所の代表弁護士であり、当社は同法律事務所と顧問契約を締結しております。
3. 出澤秀二氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 出澤秀二氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏の弁護士としての高度な専門的知識を当社の監査・監督に反映していただくことを期待したためです。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 当社は、出澤秀二氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
6. 出澤秀二氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。出澤秀二氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当社は独立役員として届け出る予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告の19頁に記載のとおりです。出澤秀二氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
当社の取締役の金銭報酬の額は、2014年12月5日開催の臨時株主総会において年額300,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案の「定款一部変更の件」が承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を「年額300,000千円以内（うち社外取締役50,000千円以内）」と定めることとさせていただきたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることとしたたく存じます。

なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、会社法第361条第7項の定めに従い、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決定することを予定しております。

本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、その内容は相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮し、「年額100,000千円以内」と定めることといたしたく存じます。

また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、想定しております今後の監査等委員である取締役の員数の動向及び監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地 TKP市ヶ谷ビル6F  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター ホール6B  
電話 03-5227-6911



## ■ 電車をご利用の場合

- ・「市ヶ谷駅」(JR線) 出口より徒歩2分
  - ・「市ヶ谷駅」(東京メトロ有楽町線/南北線) 7番出口より徒歩1分
  - ・「市ヶ谷駅」(都営新宿線) 4番出口より徒歩2分
- ※A4出口ではございませんのでご注意ください

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車のご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## ■ お体が不自由な株主様・障がいのある株主様へ

- ・会場6階まではエレベーターがご利用いただけます。
- ・会場1階には車椅子の方がご利用いただける多目的トイレが設置されています。

## <お知らせ>

「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」につきましては、昨年度より、地球環境等への配慮から郵送を廃止しております。なお、詳細は当社ウェブサイト (<https://www.collabos.com/ir/>) に掲載しておりますので、ご確認ください。

## <株主優待品のお届けに関するご案内>

当社株式1,000株(10単元)以上を2026年3月末時点で保有されている株主様に対して、株主名簿に記載された住所宛に、「株主優待のご案内」を郵送いたします。6月下旬頃のお届けを予定しておりますので、到着まで今しばらくお待ちください。

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。